様式第10号（第8条関係）

年　　月　　日

様　　香川県丸亀市長

介護保険　要介護認定状態区分変更通知書

あなたの要介護状態区分を下記のとおり変更いたします。

被保険者番号											被保険者氏名	

認定結果

これまでの要介護状態区分 これからの要介護状態区分

変更年月日	年　　月　　日

「要介護」及び「要支援」の場合、その認定期間等

認定の有効期間	年　　月　　日　　から　　年　　月　　日　　まで

認定審査会の意見・サービスの種類の指定

備考

お問い合わせ先
丸亀市役所　　課

不服申立て及び取消訴訟

この通知について不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して３ヵ月以内に香川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヵ月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から３ヵ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。